

# 独立行政法人 国際協力機構（非特定）

所在地 東京都千代田区二番町 5 - 2 5

電話番号 03-5226-6660～6663（代表）

郵便番号 102-8012

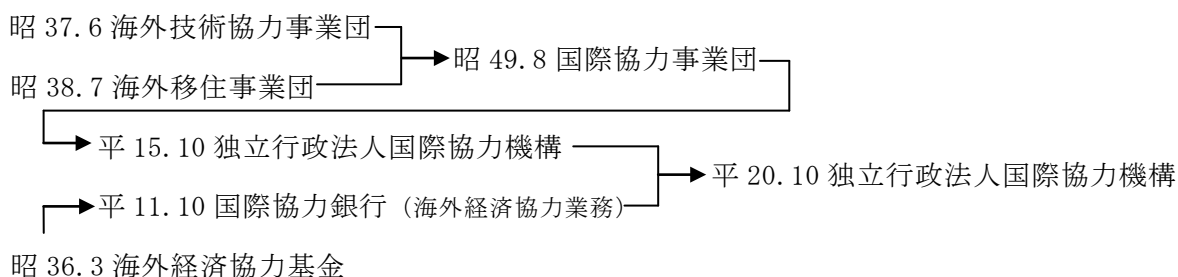
ホームページ [http:// www. jica. go. jp/](http://www.jica.go.jp/)

根拠法 独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）

主務府省 外務省国際協力局政策課、大臣官房考査・政策評価官（評価委員会庶務）

設立年月日 平成 15 年 10 月 1 日

## 沿革



**目的** 開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。

**業務の範囲** 1. 条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な次の業務を行うこと。イ 開発途上地域からの技術研修員に対し技術の研修を行い、並びにこれらの技術研修員のための研修施設及び宿泊施設を設置し、及び運営すること。ロ 開発途上地域に対する技術協力のため人員を

派遣すること。ハ ロに掲げる業務に係る技術協力その他開発途上地域に対する技術協力のための機材を供与すること。ニ 開発途上地域に設置される技術協力センターに必要な人員の派遣、機械設備の調達等その設置及び運営に必要な業務を行うこと。ホ 開発途上地域における公共的な開発計画に関し基礎的調査を行うこと。 2. 有償の資金供与による協力（資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付されているものに限る。以下「有償資金協力」という。）に関する次の業務を行うこと。イ 条約その他の国際約束に基づく有償資金協力として、開発途上地域の政府、政府機関若しくは地方公共団体（以下「政府等」という。）又は国際機関その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発途上地域の経済及び社会の開発に寄与し、かつ、我が国との経済交流を促進するため必要と認められる事業（これらの事業の準備のための調査又は試験的实施を含む。以下「開発事業」という。）の実施に必要な資金又は当該開発途上地域の経済の安定に関する計画の達成に必要な資金を貸し付けること。ロ 我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 3. 開発途上地域の政府等若しくは国際機関又は法人その他の団体に対して行われる無償の資金供与による協力（政府の決定に基づき、資金を贈与することによって行われる協力をいい、以下「無償資金協力」という。）に関する次の業務を行うこと。イ 条約その他の国際約束に基づく無償資金協力（機動的な実施の確保その他外交政策の遂行上の必要に基づき、外務大臣がその実施のために必要な業務の全部又は一部を自ら行うものとして指定するものを除く。）の実施のために必要な業務を行うこと。ロ イに規定する無償資金協力以外の無償資金協力のうち、その適正な実施を確保するために機構の関与が必要なものとして外務大臣が指定するものに係る契約の締結に関し、調査、あっせん、連絡その他の必要な業務を行うとともに、当該契約の履行状況に関し必要な調査を行うこと。 4. 国民、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人その他民間

の団体等の奉仕活動又は地方公共団体若しくは大学の活動であつて、開発途上地域の住民を対象として当該開発途上地域の経済及び社会の開発又は復興に協力することを目的とするもの(以下この号及び第42条第2項第3号において「国民等の協力活動」という。)を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。イ 開発途上地域の住民と一体となつて行う国民等の協力活動を志望する個人の募集、選考及び訓練を行い、並びにその訓練のための施設を設置し、及び運営すること。ロ 条約その他の国際約束に基づき、イの選考及び訓練を受けた者を開発途上地域に派遣すること。ハ 開発途上地域に対する技術協力のため、国民等の協力活動を志望するものからの提案に係る次の事業であつて外務大臣が適当と認めるものを、当該国民等の協力活動を志望するものに委託して行うこと。(1) 当該開発途上地域からの技術研修員に対する技術の研修 (2) 当該開発途上地域に対する技術協力のための人員の派遣 (3) 当該開発途上地域に対する技術協力のための機材の供与 ニ 国民等の協力活動に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。5. 移住者に対する援助及び指導等を国の内外を通じ一貫して実施するため、次の業務を行うこと。イ 海外移住に関し、調査及び知識の普及を行うこと。ロ 海外において、移住者の事業、職業その他移住者の生活一般について、相談に応じ、及び指導を行うこと。ハ 海外において、移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行うこと。6. 開発途上地域等における大規模な災害に対する国際緊急援助活動(国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和62年法律第93号)第2条に規定する活動をいう。)その他の緊急援助のための機材その他の物資を備蓄し、又は供与すること。7. 上記1.、4.ハ、及び6.並びに8.の業務の遂行に必要な人員の養成及び確保を行うこと。8. 上記1.～7.に掲げる業務に関連して必要な調査及び研究を行うこと。9. 上記1.～8.に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。10. 上記の業務のほか、次の業務を行うこと。イ 国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、国際緊急援助隊を派遣すること。ロ 国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、国際緊急援助活動に必要な機材その他の物資の調達、輸送の手配等を行うこと。11. 上記の業務のほか、外

務大臣が適当と認める場合には、本邦又は外国において政府等若しくは国際機関又は法人その他の団体の委託を受けて、上記の業務に支障がない範囲で、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与する業務を行うことができる。

(業務の特例) 上記の業務のほか、次の業務(これに附帯する業務を含む。)を行うことができる。1. 廃止前の国際協力事業団法(以下「旧法」という。)第21条第1項第3号イ又はロの規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うこと。2. 当分の間、旧法第21条第1項第3号イ又はロに規定する資金で事業団がその貸付けの決定をしたものに係る貸付けを行うこと。3. 当分の間、旧法第21条第1項第3号イ又はロの規定による貸付け又は出資の対象となった事業及び上記2.の規定による貸付けの対象となった事業に必要な調査及び技術の指導を行うこと。4. 旧法第21条第1項第4号ホの規定により行われた土地の譲渡に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うこと。5. 当分の間、旧法第21条第1項第4号ホの規定により取得された土地の管理及び譲渡を行うこと。6. 旧法第21条第1項第4号へ又はトの規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うこと。7. 平成18年3月31日までの間、移住者又はその団体で海外において農業、漁業、工業その他の事業を行うものに対する当該事業に必要な資金の貸付け並びに海外において農業、漁業、工業その他の事業であって移住者の定着及び安定に寄与すると認められるものを行う者に対する当該事業に必要な資金の貸付けを行うこと。

## 財務及び予算の状況

<資本金> 7,782,077百万円(平成25年4月1日時点)

<国有財産の無償使用> なし

< 予算計画 >

(単位 : 百万円)

	区別	中期計画予算 (平成 24~28 年度)	平成 25 年度予算
収入	運営費交付金	713,924	146,919
	事業収入	1,711	348
	受託収入	7,496	1,472
	寄附金収入	120	120
	施設整備費補助金等収入	4,191	0
	前中期目標期間繰越積立金取崩収入 計	1,043 728,485	284 149,143
支出	一般管理費	49,834	10,038
	(うち特殊要因を除いた一般管理費)	49,988	10,038
	業務経費	666,844	137,513
	(うち特別業務費及び特殊要因を除いた業務経費)	658,005	136,633
	受託経費	7,496	1,472
	寄附金事業費	120	120
	施設整備費 計	4,191 728,485	0 149,143

< 短期借入金の限度額 >

一般勘定 62,000 百万円

有償資金協力勘定 220,000 百万円

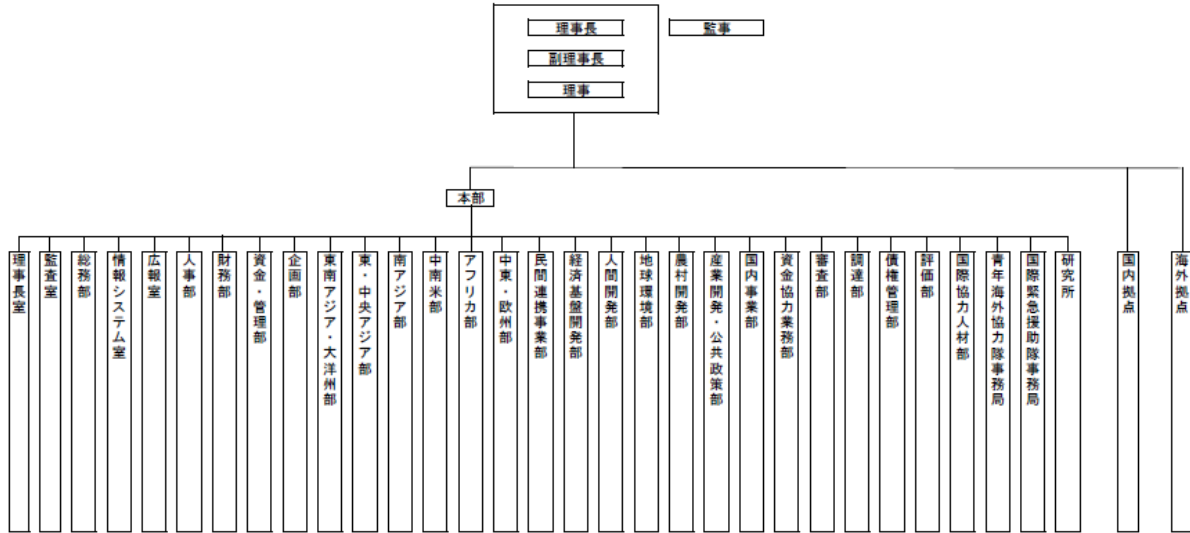
**組織の概要**

< 役員 > (理事長・定数 1 人・任期 4 年) 田中 明彦 (副理事長・定数 1 人・任期 4 年) 堂道 秀明 (理事・定数 8 人以内・任期 2 年) 小寺 清、市川 雅一、黒柳 俊之、植澤 利次、加藤 宏、木山 繁 (監事・定数 3 人・任期 2 年) 伊藤 隆文、黒川 肇、町井 弘実

< 職員数 > 1,842 人 (常勤職員 1,842 人)

<組織図>

独立行政法人国際協力機構の機構



## 中期目標

### 1. 中期目標の期間

中期目標の期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日まで5年間とする。

### 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組

政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助方針、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上地域の開発政策及び援助需要を踏まえ、事業量のみならず成果を重視し、PDCAサイクルを徹底した効果的な事業を実施する。我が国政府が開発協力の重点分野として掲げる貧困削減、持続的経済成長、地球規模課題への対応及び平和の構築に沿って、戦略的、効果的な援助を実施していくため、機構は援助機関としての専門性を活かし、国・地域別の分析や相手国との対話を通じ、援助の現場における開発ニーズ・実態を把握し、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を柔軟かつ有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを強化する。また、援助機関としての専門性を活かした事業構想力を強化し、案件形成・実施能力を向上させるため、機動力のある実施体制を整備する。加えて、既存の援助手法のみに限定することなく、柔軟に事業を実施するアプローチ、手法、プロセスの改善を図る。実施に際しては、東日本大震災からの復興、防災、少子高齢化、環境・エネルギー等、国内の課題・経験と海外の課題をつないで双方の課題解決に貢献するよう努める。同時に、開発協力に対する国民の共感を高めるため、国民の理解と支持を向上するための措置を実施する。

#### (2) 事業構想力・情報発信力の強化

##### (イ) 事業構想力の強化

(i) 多様化・複雑化する開発ニーズについて、国・地域別の開発課題を把握・分析した国別分析ペーパー、課題・分野別の実施指針等の策定を促進する。

(ii) 各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、事業関係者の間で共有し、効果的な活用を推進する。

(iii) ボランティア・専門家等が現場で有する情報・知見の共有及び本邦企業やNGOとの対話を強化し、現地ODAタスクフォースの情報収集・分析作業に一層の貢献を行う。

##### (ロ) 研究

開発途上地域及び我が国を含む国際社会の情勢の変化に対する洞察と中長期的な展望を踏まえつつ、より戦略的、効果的な事業を実施するため、機構は、開発協力に関係する我が国及び海外の大学や研究機関と連携し、機構事業での確実な活用及び国際的な援助潮流への影響を拡大すべく、研究領域を設定し、また研究課題を実施する。その貢献について定期的に検証を行い、研究の成果に基づき対外発信を更に充実させる。

#### (3) 事業実施に向けた取組

##### (イ) 技術協力、有償資金協力、無償資金協力

##### (i) 技術協力

技術協力は、開発途上地域の人々が直面する開発課題に自ら対処していくための総合的な能力向上を目指す、人を介した協力であり、機構は、条約その他の国際約束に基づき、人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的として、案件を戦略的、効果的かつ効率的に実施する。

##### (ii) 有償資金協力

有償資金協力は、開発途上地域に対して条約その他の国際約束に基づき、又は開発事業を実施する我が国又は開発途上地域の法人等に対して金利・償還期間等について緩やかな条件の下で資金を提供することによって、開発途上地域の自助努力による経済発展、経済的自立を支援するものであり、機構は、借入国政府の能力向上の支援を含む取組による事業プロセスの迅速化や制度改善を図り、案件を戦略的、効果的かつ効率的に実施する。我が国又は開発途上地域の法人等に対する有償資金協力（海外投融資）については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い事業を対象とし、適切な監理を行いつつ、平成22年6月に閣議決定された新成長戦略の考

え方に従って対応していく。その際、パイロットアプローチからの教訓をリスク審査・管理体制等に確実に反映させた上で、万全の体制で実施していく。

#### (iii) 無償資金協力

無償資金協力は、開発途上地域の基礎生活分野向上、社会基盤整備、環境保全、人材育成等を中心とする経済社会開発に資するために行う返済義務を課さない資金協力であり、機構は、条約その他の国際約束に基づき、案件を戦略的、効果的かつ効率的に実施するとともに、外務大臣が自ら行う無償資金協力のうち、機構の関与が必要なものとして外務大臣が指定するものについては、その案件が戦略的、効果的かつ効率的に実施されるよう、その促進に努める。

ODAの開発効果を確実に実現するため、案件規模の適正化を図りつつ、引き続きコスト削減に努めるとともに、予測できないリスクに対応する仕組みを強化する等の取組を通じて企業の参加促進を図り、競争性を高める。

#### (ロ) 災害援助等協力

機構は、開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際社会等と連携して、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効果的かつ効果的な実施を図る。

#### (ハ) 海外移住

機構は、本事業を実施するに当たっては、移住者の属する地域の開発に資するよう留意し、移住者の定着・安定化を見つつ、政府が行う個別の事業目的とその達成状況の検証及び必要性の判断を踏まえ、海外移住者の団体に対する支援事業については、引き続き高齢者福祉支援及び人材育成分野への重点化を行う。また、外交政策上の重要性を踏まえ、海外移住・日系人社会に関する国民への啓発・広報、学術的研究等、海外移住に関する知識を普及する。融資事業においては、各移住融資債務者の状況等を踏まえ、必要に応じ償還計画の見直し等を行い、債権の回収・整理を適切に進めるとともに、早期に債権管理業務を終了する方策を立てる。

なお、日系個別研修については、事業規模の縮減を行い、機構で実施する日系人としてのアイデンティティ向上を目的とした研修については、国際交流基金と事業実施状況の情報共有等を含めた連携を図り、実施する。

#### (4) 開発人材の育成（人材の養成及び確保）

国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は、広く事業全般の基盤をなすものであり、また、我が国の国際協力の質的向上に直接関連するものである。このため機構は、コンサルタント等開発を担う人材の養成及び確保のための研修等の業務を、開発ニーズを踏まえて的確に行う。

#### (5) 国民の理解と参加の促進

開発協力の実施には国民の理解と支持が不可欠であり、その意義と実態を国民へ伝えるため、機構は、効果的・効率的な情報の発信と国民参加の促進に取り組む。

##### (イ) ボランティア

ボランティア事業は、開発途上地域の経済及び社会の発展、復興への寄与、我が国と開発途上地域の友好親善及び相互理解の深化、並びに国際的視野の涵養と経験の社会還元を事業の目的とする。本事業を取り巻く環境の変化に対応するため外務省及び機構が行った平成23年7月の海外ボランティア事業のあり方及び同年8月の同事業の実施のあり方の抜本的な見直し（「草の根外交官：共生と絆のために～我が国の海外ボランティア事業～」）の結果を踏まえ、事業の質向上のための事業実施体制や運営手法の改善、ODAの他事業や専門性を有する企業、地方自治体、NGO、他機関等との連携の強化、帰国後の社会還元支援を含む、国民が安心して参加できるような取組の強化、事業にふさわしい評価の実施、ボランティアの活動状況・成果・帰国後の活躍状況の「見える化」等の取組を着実に実施する。

##### (ロ) 市民参加協力

NGOや自治体、教育機関等知見と技術を有する団体が担い手となる事業を実施することは、ODAに対する国民の理解増進に資するものであり、現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から、機構は、NGO等との連携を推進し、草の根技術協力事業の実施に当たっては、開発途上地域の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として、政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力を行う。また、幅広い国民の参加を得るため、主体的な発意が尊重



されるよう配慮するとともに、手続のさらなる迅速化に努める。

国民の理解と参加の促進を目的として、NGO、教育機関、地方自治体等の様々な団体・個人が発意し、自ら取り組む国際協力活動に対し、支援サービスを提供する。

(ハ) 広報

(イ) ODAの現場を伝える広報

国民に対する説明責任を果たし、国際協力に対する国民の信頼、理解・共感及び参加を促進するとともに、機構が事業を展開する開発途上地域における人々の我が国ODAに対する理解を促進するとの観点から、マスメディアやNGO等との連携を強化するとともに、国内及び海外拠点を有効に活用し、国内広報及び海外広報に適正に取り組む。機構は国民の情報アクセスのハブとなり、利用者にとっての利便性・分かりやすさを向上させるとともに、ODA案件の形成・実施に際し、国民への情報開示を積極的に推進する。

(ii) 「見える化」の徹底（透明性の向上）

成果重視への転換による援助の効果の明示、全てのODA資金協力プロジェクトの現状・成果等を体系的に可視化するウェブサイト（HP）等を通じ、情報開示を強化する。その際、成功事例か失敗事例かに関わらず情報を開示する。このように開発協力の透明性を高め、また、目的や実態をできるだけ分かりやすく伝えることで、国民のODAに対する信頼を高める。

(6) 多様な関係者の「結節点」としての役割の強化

(イ) NGO、民間企業等の多様な関係者との連携

官民の「人」、「知恵」、「資金」、「技術」を全て結集した「オール・ジャパン」の体制で効果的な事業を推進し、グローバルな人材の育成にも資するべく、NGO、中小企業を含む民間企業、教育機関、地方自治体等の多様な国内関係者との連携を強化する。

(ロ) 国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献

国際社会と我が国の共同利益の実現に向けて、地球規模課題の解決やそのための意識向上に積極的に関与するとともに、国際社会の議論のリードに貢献する。また、国際社会と足並みを揃えつつ、我が国が主導する援助政策・アプローチを広め、我が国の存在感を高めるため、国際機関、新興ドナーといった国際社会のパートナーとの連携を進める。

(7) 事業の横断的事項に関する取組

(イ) 環境社会配慮

機構は、事業実施に当たっては、環境影響及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する職員その他の関係者の意識を高め、環境社会配慮ガイドライン（平成22年7月1日より施行）に則り、第三者の関与も得て、環境及び社会に配慮した業務運営を行う。

(ロ) 男女共同参画

開発における公平性の確保の観点から、男女共同参画の視点は重要であり、機構は、事業実施に当たり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分に配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。

(ハ) 事業評価

客観的な事業の運用・効果指標の設定を含む事前評価から、当初想定した事業効果の発現度合い及び事業実施からの教訓の抽出を含む事後評価にいたる体系的かつ効率的な事業評価（PDCAサイクル）を適切に実施する。また、これらの事業評価の内容について国民にわかりやすい形で公表し、「ODAの見える化」を推進するとともに、評価内容を迅速かつ的確に新たな事業等にフィードバックする。

(ニ) 安全対策の強化

機構は、安全情報を収集し、機構事業関係者に対し、適切な安全対策を講じる。

(ホ) 機構は、独立行政法人国際協力機構法第40条に基づき、主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。

### 3. 業務運営の効率化に関する事項

#### (1) 組織運営の機動性向上

機構は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づく取組を着実に進め、開発途上地域のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化等の内外の環境の変化に対応し、戦略的、効果的な援助を実施する体制を整備する。この観点から、柔軟に組織を変更できる独立行政法人の制度趣旨を活かし、必要な機能強化を図りつつ、組織編成の理念及びそれぞれの果たすべき機能・役割を再度整理した上で、本部体制の適正化に向けスリム化を行う。

海外拠点については、国際情勢の変化等を踏まえた配置の適正化のため必要な見直しを行う。また、効果的・効率的な事業実施のため、着実に国内の人員を在外の人員へシフトすること等により、国別分析の強化や事業展開計画、現地ODAタスクフォースへの参画等を通じ、多様化するニーズを的確に把握し、海外の現場における被援助国関係者や他ドナーとの対話や案件形成機能等、現場機能の総合的な強化に取り組む。さらに、海外事務所を持つ他法人と、現地における事務所及び所員の法的地位等の保持、有償資金協力業務に関する金融業務型のガバナンス適用等の課題を整理した上で、海外事務所の機能的統合の在り方等について個々に検討を行い、平成24年夏までに結論を得る。

国内拠点については、個々の必要性等を検証し、配置の見直しを進めるとともに、それぞれの拠点の機能・役割、利用状況、施設保有の経済合理性等に関する第三者による検証結果を踏まえ、地域特有の経験やネットワークを活用し、開発途上地域における開発課題の貢献のみならず、地域における国際協力の結節点として、その強化に努め、国民の国際協力の理解・共感、支持、参加を促進する。

#### (2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施

機構は、実施する業務の特性を踏まえ、質の確保に留意しつつ、以下の取組を通じ業務運営が適正かつ公正となるよう努める。

##### (イ) 契約の競争性・透明性の拡大

機構は、契約取引については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）及び「公共サービス改革基本方針」等の政府方針を踏まえ、優良案件の形成のために必要な開発コンサルタント育成にも留意しつつ競争性を確保する観点から、開発コンサルタント等が応募しやすい環境を整備し、一者応札・応募の改善方を講じる等の契約の点検・見直しを行う。併せて、機構は、不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。

##### (ロ) ガバナンスの強化と透明性向上

機構は、組織の目標を達成するために、適切な体制・制度整備及び運用（モニタリングを含む。）により、金融業務型のガバナンスが適用される有償資金協力の特性も踏まえた内部統制の充実・強化を図り、マネジメント及び業績管理を改善する。

(i) 内部監査を行い、外部監査結果も含め、監査結果に基づくフォローアップを適切に行う。

(ii) 機構の組織内における適正な業務運営を確保し、不断の業務改善を推進するため、内部通報制度の環境整備を行う等、内部統制機能を強化する。

(iii) 管理する情報の安全性向上のため、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえた適切な情報セキュリティ対策を推進し、必要な措置をとる。

(iv) 各年度の業績評価に関し、外部有識者を含めて法人による評価を行い、組織目標管理を通じて業務運営に反映させる。

(v) 国際協力事業の最前線に立つ専門家、ボランティア、NGO、コンサルタントをはじめとする民間企業等の関係者の意見を業務運営に適切に反映させるため、機構の業務への改善提案を幅広く受け付ける機会を設ける。

##### (ハ) 事務の合理化・適正化

実施する業務の特性を踏まえ、効率的な業務運営の環境を確保するとともに、事業が合理的、適正になされるよう、事務処理の改善を図る。

#### (3) 経費の効率化、給与水準の適正化等、保有資産の適正な見直し

##### (イ) 経費の効率化

中期目標期間中、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び特殊要因を除く。）の合計について、専門家、企画調査員及び在外健康管理員等の手当等の適正な見直し、ボランティアに支給される手当等の適正化、固定的経費等の経費の削減により、毎事業年度1.4%以上の効率化を達成する。ただし、人件費については次項に基づいた効率化を図る。

（ロ）給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

また、総人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応する。その際、在外職員に対する在勤手当についても、可能な限り早期に適切に見直す。

（ハ）保有資産の適正な見直し

機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。また、機構の資産の実態把握に基づき、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。

#### 4. 財務内容の改善に関する事項

（1）機構は、運営費交付金を充当して行う業務については、「3. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき質の確保に留意し、予算執行管理の一層の適正化を図りつつ運営を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容の一層の透明性を確保する。

（2）機構は、引き続き自己収入の確保及びその適正な管理・運用に努める。

#### 5. その他業務運営に関する重要事項

（1）施設・設備

機構は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、長期的視野に立った施設・設備の整備を行い、効果的・効率的な運営に努める。

（2）人事

機構は、効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適正配置及び役割と貢献に応じ処遇への適正な反映を図る。また、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員のキャリア開発や研修等の充実を通じた能力強化を図る。そのため、職員の専門性をより一層高めて活用するキャリア開発を促進する観点から、若手の段階から専門分野を含めたキャリアの方向性を意識させるとともに、様々な方法で効率的に現場に展開する機会を増やす。

機構は、これらの効果的かつ効率的な業務運営に則した人事に関する計画を定める。

## 【国際協力機構】

## 貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：円)

## 【一般勘定】

## 資産の部

## I 流動資産

現金及び預金		48,349,816,229	
有価証券		80,000,000,000	
たな卸資産			
貯蔵品	441,297,977		
未成受託業務支出金	<u>145,502,782</u>	586,800,759	
前渡金		13,043,743,227	
前払費用		195,766,971	
未収収益		12,429,932	
未収入金		1,508,505,299	
開発投融資短期貸付金	418,246,000		
貸倒引当金	<u>△ 1,034,680</u>	417,211,320	
移住投融資短期貸付金	161,983,275		
貸倒引当金	<u>△ 5,924,702</u>	156,058,573	
積送物品		36,442,684	
仮払金		19,542,511	
立替金		<u>4,325,284</u>	
流動資産合計			144,330,642,789

## II 固定資産

## 1 有形固定資産

建物	41,402,007,864		
減価償却累計額	<u>△ 13,812,042,519</u>		
減損損失累計額	<u>△ 241,832,273</u>	27,348,133,072	
構築物	1,482,583,210		
減価償却累計額	<u>△ 857,563,062</u>		
減損損失累計額	<u>△ 226,230</u>	624,793,918	
機械装置	200,610,728		
減価償却累計額	<u>△ 128,453,796</u>	72,156,932	
車両運搬具	1,828,291,928		
減価償却累計額	<u>△ 1,114,596,188</u>	713,695,740	
工具器具備品	2,076,926,756		
減価償却累計額	<u>△ 1,139,411,644</u>	937,515,112	
土地	16,989,831,071		
減損損失累計額	<u>△ 399,206,254</u>	16,590,624,817	
建設仮勘定		<u>9,769,405</u>	
有形固定資産合計		46,296,688,996	

## 2 無形固定資産

商標権		1,202,488	
電話加入権		<u>4,216,750</u>	
無形固定資産合計		5,419,238	

## 3 投資その他の資産

長期性預金		210,000,000	
開発投融資長期貸付金	1,433,330,984		
貸倒引当金	<u>△ 131,358,008</u>	1,301,972,976	
移住投融資長期貸付金	1,337,015,290		
貸倒引当金	<u>△ 1,195,482,308</u>	141,532,982	
長期入植地割賦元金	18,299,146		
貸倒引当金	<u>△ 18,299,146</u>	0	
長期前払費用		23,832,497	
差入保証金		<u>1,519,422,216</u>	
投資その他の資産合計		3,196,760,671	

## 固定資産合計

49,498,868,905

## 資産合計

193,829,511,694

負債の部

I 流動負債

運営費交付金債務		22,623,699,291	
無償資金協力事業資金		95,992,777,911	
預り寄附金		449,306,776	
未払金		14,275,075,659	
未払費用		191,966,648	
リース債務		87,223,316	
預り金		661,552,836	

流動負債合計

134,281,602,437

II 固定負債

資産見返負債			
資産見返運営費交付金	2,150,875,470		
資産見返補助金等	<u>99,478,003</u>	2,250,353,473	
長期リース債務		194,457,106	
長期預り金		105,747,228	
資産除去債務		<u>274,195,014</u>	

固定負債合計

2,824,752,821

負債合計

137,106,355,258

純資産の部

I 資本金

政府出資金		<u>67,278,799,069</u>	
-------	--	-----------------------	--

資本金合計

67,278,799,069

II 資本剰余金

資本剰余金	△	953,627,384	
損益外減価償却累計額	△	15,081,432,243	
損益外減損損失累計額	△	646,588,292	
損益外利息費用累計額	△	<u>5,258,201</u>	

資本剰余金合計

△ 16,686,906,120

III 利益剰余金

前中期目標期間繰越積立金		6,392,436,090	
当期未処理損失	△	<u>261,172,603</u>	
(うち当期総損失)	(△)	261,172,603)	

利益剰余金合計

6,131,263,487

純資産合計

56,723,156,436

負債純資産合計

193,829,511,694

# 損 益 計 算 書

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

【一般勘定】

(単位：円)

経常費用			
業務費			
技術協力プロジェクト関係費	72,016,686,607		
無償資金協力関係費	192,781,158		
国民参加型協力関係費	14,738,249,572		
海外移住関係費	300,408,405		
災害援助等協力関係費	629,032,304		
人材養成確保関係費	351,272,458		
援助促進関係費	13,333,004,917		
事業附帯関係費	5,932,006,038		
事業支援関係費	28,241,670,757		
無償資金協力事業費	96,618,445,787		
受託経費	664,828,540		
寄附金事業費	14,974,294		
減価償却費	494,015,485	233,527,376,322	
一般管理費		8,450,744,531	
貸倒引当金繰入		225,697,564	
財務費用			
外国為替差損	35,975,761	35,975,761	
雑損		7,053,945	
経常費用合計		<u>7,053,945</u>	242,246,848,123
経常収益			
運営費交付金収益		126,464,937,648	
無償資金協力事業資金収入		96,618,445,787	
受託収入			
国又は地方公共団体からの受託収入	614,166,334		
他の主体からの受託収入	51,627,181	665,793,515	
開発投融資収入		44,432,307	
入植地事業収入		6,857,019	
移住投融資収入		29,819,718	
寄附金収益		14,974,294	
資産見返運営費交付金戻入		474,939,614	
資産見返補助金等戻入		32,388,946	
財務収益			
受取利息	16,489,792	16,489,792	
雑益		2,177,014,821	
経常収益合計		<u>2,177,014,821</u>	226,546,093,461
経常損失			15,700,754,662
臨時損失			
固定資産除却損		15,650,126	
固定資産売却損		4,517,356	
国庫納付金		1,999,414,239	
減損損失		2,548,365	2,022,130,086
臨時利益			
固定資産売却益		7,783,740	7,783,740
当期純損失			<u>17,715,101,008</u>
前中期目標期間繰越積立金取崩額			<u>17,453,928,405</u>
当期総損失			<u><u>261,172,603</u></u>